

神奈川県子どもの貧困対策推進計画について

1 計画の概要

(1) 経緯

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、県では、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、国の定める「子どもの貧困対策に関する大綱（平成26年8月）」を踏まえて、平成27年3月に「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定した。

(2) 計画のねらい

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、生活困窮の懸念が高い母子世帯への支援に重点を置いて、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

(3) 計画の基本方向

①教育の機会均等 ②生活の安定 ③親の就労の確保 ④経済基盤の確保

⇒ この4つの基本方向に沿って、子どもの貧困の状況に関する「指標」と、その改善に向けた「主要施策」定める。

(4) 対象地域

神奈川県全域（政令市、中核市を含む。）

(5) 計画の期間

平成27年度から平成31年度（令和元年度）までの5年間

(6) 計画の構成

第1章 計画策定の趣旨

第2章 本県の子どもを取り巻く現状と課題

第3章 子どもの貧困に関する指標と改善に向けた施策の方向性 →19の指標

第4章 課題解決に向けた具体的な取組み

- <主要施策1> 教育の支援
- <主要施策2> 生活の支援
- <主要施策3> 保護者に対する就労の支援
- <主要施策4> 経済的支援

217の構成事業

(H31.4.1現在)

第5章 計画の推進と情報の提供

第6章 調査研究

(計画の体系図)

ねらい	基本方向	子どもの貧困の状況に関する19の指標				施策体系			
		区分	指標	(指標の関連事業)	主要施策	大柱	小柱		
子どもたちが、自分の将来に希望を持てる社会	4つの基本方向	A群	生活保護世帯の子どもに関する指標	1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	4つの主要施策	14の大柱	37の小柱	
				2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率				
				3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率				
				4	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後)				
				5	生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校卒業後)				
		B群	児童養護施設の子どものに関する指標	6	児童養護施設の子どもの進学率(中学校卒業後)				
				7	児童養護施設の子どもの就職率(中学校卒業後)				
				8	児童養護施設の子どもの進学率(高等学校卒業後)				
				9	児童養護施設の子どもの就職率(高等学校卒業後)				
		C群	ひとり親世帯の子どもに関する指標	10	母子父子自立支援員相談受付件数(児童(教育等))				
				11	母子父子自立支援員相談受付件数(生活一般(就労等))				
				12	母子父子自立支援員相談受付件数(生活援護(福祉資金等))				
				13	児童扶養手当の受給資格者数と児童数				児童扶養手当
		D群	学びの機会の確保に関する指標	14	スクールソーシャルワーカーの配置人数				スクールソーシャルワーカー活用事業
				15	スクールカウンセラーの配置率(小学校)				スクールカウンセラー活用事業
				16	スクールカウンセラーの配置率(中学校)				スクールカウンセラー活用事業
				17	高等学校奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合と貸付件数				高等学校奨学金等貸付金(短期臨時奨学金を除く)
				18	母子寡婦福祉資金(修学資金)の貸与基準を満たす希望者のうち、修学資金の貸与を認められた者の割合と貸付件数				母子・父子・寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金)
				19	C,D群				ひとり親、学びの機会に関する指標

神奈川県子どもの貧困対策推進計画改定に向けたスケジュール

● 国の動き

- ・ 令和元年 6 月 19 日
子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正
- ・ 同年 8 月
子供の貧困対策に関する有識者会議から提言
(別添「今後の子供の貧困対策の在り方について (概要)」参照)
- ・ 同年 9 月以降
子どもの貧困対策に関する大綱の見直し

● 神奈川県のスケジュール

- ・ 令和元年 12 月
神奈川県子どもの貧困対策推進計画の改定素案
- ・ 令和 2 年 2 月
神奈川県子どもの貧困対策推進計画の改定案
- ・ 同年 3 月
神奈川県子どもの貧困対策推進計画の改定